

学校法人埼玉医科大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程

(平成19年 3月24日制定)

改正 平成19年12月 1日 平成25年 5月25日

平成27年 3月20日 平成27年11月28日

平成28年11月26日 平成29年11月25日

令和 3年 7月31日

目 次

- 第1章 総則
- 第2章 不正防止のための体制
- 第3章 不正行為の窓口
- 第4章 事案の調査
- 第5章 関係者の取扱い
- 第6章 不正行為等の認定
- 第7章 裁定及び処分
- 第8章 その他

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準。平成19年2月15日文科科学大臣決定)及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)に基づき、埼玉医科大学及び埼玉医科大学短期大学(以下「本学等」という。)において行われる教職員等の研究活動について不正行為が生じた場合又はそのおそれがある場合の措置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 学校法人埼玉医科大学(以下「法人」という。)が定める学校法人埼玉医科大学就業規程(昭和53年4月1日制定)に基づき雇用されている者をいう。
- (2) 学生等 本学等の学生、大学院生、大学院研究生、医学部専攻生、特別研究学生、協力研究員、特別協力研究員その他本学等に在学又は在籍して修学又は研究に従事する者をいう。
- (3) 教職員等 教職員及び学生等をいう。
- (4) 研究活動の不正行為 教職員等が修学上行われる論文作成を含む研究活動を行う場合における故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為をいう。
 - ア ねつ造 存在しないデータ・研究結果等を作成し、記録、報告、論文等に利用すること。
 - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、これにより変更・変造したデータ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。また、結果等を用いて研究の報告、論文等を作成し、又は発表すること。
 - ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解を得ず、又は適切な表示なく流用すること。
 - エ 二重投稿 他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
 - オ 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと。
 - カ 不正使用・不正受給 学内規定及び関係法令に逸脱して、研究資金を不正に使用及び受給する行為
 - キ 倫理審査の結果に反する行為
 - ク 倫理綱領に反する行為
 - ケ 各類に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。
 - コ ねつ造、改ざん、盗用以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
 - サ 本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せない場合

(5) 特定不正行為 前号アからウまでをいう。

第2章 不正防止のための体制

(総括者)

第3条 本学等における研究活動の不正行為の防止等は、埼玉医科大学学長(以下「学長」という。)が総括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合には、関係部署と連携し、厳正かつ適切に対応する。

(研究倫理教育責任者の責務)

第4条 研究倫理教育責任者は、研究活動の不正行為の防止のために、教職員等を対象に定期的に研究倫理教育を実施し、教職員等への啓発活動に努めなければならない。

2 研究倫理教育責任者は、学長が指名した者又は不正防止計画推進部署の責任者をもって充てる。

(研究主任等の責務)

第5条 研究活動において教職員等を監督する職責にある基本学科等の研究主任、運営責任者等は、当該監督する教職員等に対し、研究活動上の不正行為の防止に関し、研究倫理教育の受講等、必要な指導等を行い、この規程に定める調査等に協力しなければならない。

(教職員等の責務)

第6条 教職員等は、研究倫理教育を受講するとともに、高い倫理性を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

2 教職員等は、この規程及びこの規程に基づく研究主任、運営責任者等の指導等に従いこの規程に定める調査等に協力しなければならない。

3 教職員等は、研究データ等を論文発表後原則10年間保存し、適正な管理及び開示をしなければならない。当該管理に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 不正行為の窓口

(窓口)

第7条 不正行為に関わる通報、情報提供等に対応するため、不正行為通報窓口(以下「窓口」という。)を設置する。

2 窓口は、次の者が担当する。

(1) 第2条第1項第4号カに関わる窓口は、法人事務局長とする。

(2) 第2条第1項第4号カを除く全ての類の一に関わる窓口は、埼玉医科大学副学長(研究等担当。以下「副学長」という。)とする。

3 窓口は、不正行為に関わる次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 不正行為に関わる通報の受付、情報の整理及び学長への報告

(2) その他不正行為に関わる事務全般

(通報等)

第8条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人でも窓口を通じて通報等を行うことができる。

2 通報等は、次の各号により行うものとする。

(1) 書面による提出又は送付(自由書式)

(2) 電子メールの送信

(3) 電話又はFAX

(4) 面談

3 前項に規定する方法により通報等をする場合は、原則として顕名により行われるものとし、その通報者は次の各号に掲げる告発を受け付ける基準を明示しなければならない。

(1) 研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等、グループ等の氏名又は名称

(2) 研究活動上の不正行為の態様、事実等の具体的内容

(3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

4 窓口は、前項各号の内容に不備があるときは、当該書面の補正につき指示をすることができる。

5 窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに学長に報告する。窓口は、学長の命により当該通報者に対し、詳細情報の提供又は当該通報等に基づいて行う調査等への協力について依頼できる。

6 窓口は、当該通報等の対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の長に当該通報等を回付することがある。

7 第2項に定めるもののほか、学長は報道、学会、他機関等から研究活動上の不正行為が指摘された場合であっても、第1項の通報等があったものとみなすことができる。

第4章 事案の調査

(職権による調査)

第9条 学長は、第3章に規定する窓口への通報の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に関わる調査の開始を副学長等に命ずることができる。

(予備調査)

第10条 副学長等は、予備調査の開始を学長から命ぜられた場合は、速やかに実施するものとする。

2 予備調査の実施に当たっては、通報者からの事情聴取、通報に関わる書面等に基づき、不正行為の存在の可能性の有無、告発内容の合理性、調査の可能性等について慎重に調査し、通報等の受付後、原則30日以内にその結果を学長に報告する。

3 学長は、第1項の場合において、副学長等が調査対象者に該当する場合又は調査対象者と不正行為に深く関わっているおそれのある場合は、当該行為に関わる予備調査の実施を学長が指名した者に委嘱することができる。

(本調査の決定等)

第11条 学長は、前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合には、前条第2項の報告が行われた日から原則として30日以内に本調査を行うか否かを決定する。

2 本調査を実施することを決定した事案が特定不正行為及び不正使用・不正受給に該当する場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に本調査を行う旨を報告する。

(調査委員会の設置)

第12条 学長は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

2 学長及び調査委員会は、本調査の実施に当たっては、通報者及び調査対象者からの事情聴取及び通報に関わる書面に基づき、不正行為の有無及び程度について調査する。

3 調査委員会の構成は、学長が指名する者のうち、その半数以上を学外の有識者とする。ただし、第2条第1項第4号エからサまでの研究活動の不正行為に関する事案の場合にあっては、学外の有識者の人数を1名以上とすることができる。

4 調査委員会の委員長は、学長が指名した者又は副学長をもって充てる。

5 通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有する者は、調査委員会の委員になることができない。

(本調査の通知)

第13条 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を通報者及び調査対象者に通知する。

2 前項の通知を受けた通報者及び調査対象者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に書面により調査委員会に異議を申し立てることができる。

3 調査委員会は、前項の申立てを受けたときは、申立内容を検討し妥当である場合は、調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び調査対象者に通知する。申立てを認めない場合であっても同様に通報者及び調査対象者に通知する。

(本調査の実施)

第14条 調査委員会は、本調査の実施決定後30日以内に調査を開始し、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 関係者からの事情聴取
- (2) 関係資料等の調査
- (3) 調査委員会の指導・監督の下に行う再調査
- (4) その他本調査の実施に関し必要と認められる事項

2 本調査の実施に当たって、特定不正行為及び不正使用・不正受給に該当する場合は、その方針、対象、方法等について資金配分機関及び関係省庁に報告するとともに協議しなければならない。

3 調査委員会は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定しなければならない。

(証拠の保全)

第15条 本学等の研究活動が他の調査機関に通報された場合は、調査機関の要請に応じ、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を取らなければならない。

2 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情

報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

- 3 調査委員会委員長は、本調査結果を学長に報告しなければならない。

(協力義務)

- 第16条 不正行為に関わる通報に係る者は、当該通報に基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(本調査の中間報告)

- 第17条 特定不正行為及び不正使用・不正受給に該当する調査で、不正の事実が一部でも確認された場合は、調査の過程であっても速やかに認定し、資金配分機関及び関係省庁に報告する。

- 2 学長は、本調査の終了前であっても、資金配分機関及び関係省庁の求めに応じ、告発された事案に係る本調査の中間報告を提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じるものとする。

- 3 前項の求めがあったときは、調査委員会は、中間報告書を取りまとめて学長に提出しなければならない。

第5章 関係者の取扱い

(秘密の保持)

- 第18条 不正行為に関わる通報に係る者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(調査対象者の保護)

- 第19条 学長は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに関わる不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障、名誉毀損等があったときは、調査委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置を取らなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

- 第20条 教職員等は、不正行為に関わる通報をしたこと、通報に基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、通報者、調査対象者及び当該通報に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長は、前項の通報に関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(不正目的の申立て)

- 第21条 学長は、不正行為に関わる通報に関し、悪意をもって虚偽の通報その他不正を目的とする通報(以下「不正目的の通報」という。)を行った者について、調査委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

- 2 学長は、予備調査、本調査又は再調査の結果、通報に関わる不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の通報を行ったとみなし、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(補佐者の同席)

- 第22条 調査委員会及び不服審査委員会は、この規程に関わる手続に当たって、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、通報者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

第6章 不正行為等の認定

(審理及び判定)

- 第23条 調査委員会は、本調査開始後、原則として150日以内に第4章に規定する本調査の結果を下に、不正行為の有無等について審理し判定を行う。ただし、第2条第1項第4号カに該当する場合の判定にあっては、告発の受付から210日以内に行う。

- 2 調査委員会は、判定に当たり調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えないといけない。

(調査結果の通知及び報告)

- 第24条 調査委員長は、本調査結果を学長に報告する。

- 2 調査委員長は、文書により通報者及び調査対象者に通知する。この場合において、通報者のうち、氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

- 3 調査対象者が法人以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。

- 4 調査結果が特定不正行為及び不正使用・不正受給に該当する場合は、当該事案に係る資金配分機

関及び関係省庁に調査結果を報告する。

- 5 調査委員会は、特定不正行為及び不正使用・不正受給に該当する場合は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に提出する。

(異議申立て)

第25条 前条第2項の通知を受けた通報者及び調査対象者は、判定の結果に異議がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、窓口を通じ学長に対して異議を申し立てることができる。

- 2 前項の異議申立ては、所定の異議申立書を窓口に出すことにより行わなければならない。
- 3 学長は、異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、その旨を通報者及び調査対象者に通知する。また、異議申立てが特定不正行為及び不正使用・不正受給に該当する場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。異議申立ての却下又は不服審査開始の決定をしたときも同様とする。

(不服審査)

第26条 学長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに当該調査を実施した調査委員会に対して、不服申し立てに関する審査を命じる。

- 2 調査委員会は、前条の異議申立てを下に、判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取等の再調査を行い、再審査の必要性について判定し、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により通報者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、通報者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。調査対象者が法人以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該判定結果を通知する。また、調査結果が特定不正行為及び不正使用・不正受給に該当する場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に判定結果を報告する。

(再審査)

第27条 学長は、調査委員会が再審査の必要があると認めたときは、調査委員会に対し、速やかに再審査を命ずるものとする。

- 2 調査委員会は、前項の規定により再審査を命ぜられたときは、第4章の規定を準用して再調査及び再審査及び判定を異議申立てを受理した日から起算して50日以内に行わなければならない。
- 3 異議申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に再審査を行わせることができる。
- 4 調査委員長は、再審査の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により通報者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、通報者のうち、氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。
- 5 調査対象者が法人以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該判定結果を通知する。
- 6 調査結果が特定不正行為及び不正使用・不正受給に該当する場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に判定結果を報告する。
- 7 通報者及び調査対象者は、再審査の判定結果に対して異議を申し立てることはできない。

第7章 裁定及び処分

(本調査中における一時的措置)

第28条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、調査対象者に対して通報された研究費の一時的な支出停止等の措置を講じることができる。

- 2 学長は、資金配分機関及び関係省庁から調査対象者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(裁定)

第29条 調査委員会は、本調査又は再審査の判定が行われた場合に、不正行為の有無及び程度について裁定を行う。

- 2 学長は、前項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる措置を取ることができる。

(1) 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する調査対象者の所属する基本学科等の研究主

任、運営責任者又は学科長への勧告

(2) 資金配分機関及び関係省庁への報告

(3) 関連学会、学術誌編集委員会等への通知

(4) 学外ホームページへ不正行為を行った者の所属、役職、不正行為及び処罰の掲載

(5) 研究不正行為を行った者に対する、既に使用した研究費の全部若しくは一部の返還請求又は不正の内容が極めて悪質性が高い場合の法的手続

(6) その他不正行為の排除のために必要な措置

第8章 その他

(事務)

第30条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務担当者は、学長が任命する。

(雑則)

第31条 この規程に定めるもののほか、研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、副学長が組織した調査委員会等に諮って別に定める。

附 則(平成19年3月24日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月1日)

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成25年5月25日)

この規程は、平成25年5月25日から施行する。

附 則(平成27年3月20日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月28日)

この規程は、平成27年11月28日から施行する。

附 則(平成28年11月26日)

この規程は、平成28年11月26日から施行する。

附 則(平成29年11月25日)

この規程は、平成29年11月25日から施行する。

附 則(令和3年7月31日)

この規程は、令和3年7月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。